

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

## 千葉国民年金 事案 4386

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、父に国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間の国民年金保険料は父が父自身、母及び私の3人分を納付してくれたはずである。一緒に納付していた両親は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和46年5月頃に行われたと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和45年5月から60歳になるまでの保険料は長期間にわたり納付済みである。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の父は、申立人の母とともに国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を完納しており、納付意識の高さを踏まえると、申立人の父が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、義父に国民年金の加入手続を行ってもらい、私たち夫婦の国民年金保険料も義父に納付してもらっていた。年金事務所から、私の国民年金手帳記号番号が昭和54年3月6日以降に払い出されていると聞いたが、払出時期から考えると、義父は申立期間の保険料を納付してくれていたのではないかと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年5月頃に行われたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるところ、申立期間は加入当初の期間であり、加入手続を行いながら、その当初から保険料を未納にするとは考え難い。

また、申立人夫婦の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の義父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を完納しており、納付意識の高さが認められる上、申立人の夫は申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人の義父が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月20日から同年10月21日まで

私は、昭和46年3月からC区にあったA社に勤務し、同年9月に同社のB工場に転勤したが、この際に厚生年金保険被保険者記録に欠落期間が生じてしまっている。申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の回答及びA社に係る閉鎖登記簿謄本から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社B工場に異動したのは、まだ暖かい気候であったので9月頃であったと思う。」と供述していることから、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和46年9月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立期間の保険料を納付したと考慮すると回答しているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録における資

格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年 10 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年6月30日から同年10月4日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年10月4日まで  
② 平成8年10月4日から9年2月26日まで

私は、A社に平成4年3月18日から9年2月25日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社からの回答書により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年9月10日より後の同年10月4日付けで、遡って同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、同社に係る閉鎖事項全部証明書及び履歴事項全部証明書により、同社は申立期間①においても法人格を有することが確認できることから、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なも

のとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成8年10月4日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る上記処理前の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社からの回答書により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

また、同社から提出された給与明細書により、申立人は、平成8年10月及び同年11月の厚生年金保険料を控除されていたことは認められる。

しかし、同社は、平成8年10月及び同年11月の保険料を誤って控除したため、申立人に返還したとして、当該事実を示す資料を提出しており、申立人もこれを認めていることから、当該期間に係る保険料は申立人に返還されたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成8年12月1日から9年2月26日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社からの回答書により、申立人は、申立期間②のうち、8年12月1日から9年2月10日までの期間について、同社に勤務していたことは認められるものの、同社から提出された給与明細書により、8年12月及び9年1月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4388 (事案 2969 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 18 年 3 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月から同年 12 月まで  
② 平成 18 年 3 月から同年 11 月まで

私は、国民年金保険料が未納とされている申立期間①及び②は離職中であり、いずれも次の仕事が決まってから、A市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①及び②の保険料は、窓口の職員に案内された金融機関で納付しているはずであり、申立期間①及び②の保険料の納付を認めないとする前回の審議結果に納得できないので再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人は、A市役所において申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①及び②は平成 14 年 4 月に保険料収納事務が国に一元化された後であり、同市役所B課C室は、「A市役所内では国民年金保険料の納付を受け付けていなかった。」と回答していること、ii) オンライン記録によれば、申立期間①及び②ともに申立人に対し、国民年金への加入勧奨が行われたが、国民年金の加入手続きがされていないことを示す記録があることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、iii) 申立期間①及び②は基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であることから、基礎年金番号に統合されていない記録(未統合記録)が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料徴収事務が国に一元化されたことに伴い、記録漏れがあったとは考え難いこと、iv) 申立人が申立期間①及び②の保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A市役所の窓口において申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとする前回の申立内容を変更して、同市役所の窓口の職員に案内された金融機関で申立期間①及び②の保険料を納付したと主張し、再申立てを行っている。

しかし、申立人は、当該金融機関の名称、場所等を覚えておらず、申立期間①及び②の保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等についての記憶が明確ではない。

また、平成17年の所得に係る所得税の確定申告又は年末調整から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たっては、納付していたことを証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を添付しなければならないこととなったが、税務署が保管する申立人の17年分及び18年分の所得税の確定申告書控によると、いずれの年においても当該控除証明書は添付されておらず、申立期間①及び②の国民年金保険料を社会保険料控除として所得控除していないことが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②の当該控除証明書が送付されてきたかどうか、確定申告又は年末調整の際に当該控除証明書を添付したかどうかについては、いずれも覚えていないとしていることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと推認することは困難である。

このほか、申立人からは申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、\*歳当時、大学生であったが、A市役所から、「20歳になると、国民年金保険料の納付が義務付けられるが、学生は収入が無いため、申請すれば保険料の免除を受けることができる。ただし、将来の年金受給額はそれに応じて減額される。」旨の通知があった。私の母は、私の将来の受給額が減らないように、私の国民年金の加入手続を行い、卒業するまでの保険料を、両親の保険料とともに、納税組合を通じて、毎月、納付してくれていたはずである。保険料免除の申請をしたことは絶対に無いのに、申立期間が申請免除期間となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が、私が\*歳になった当時、私の国民年金の加入手続を行い、\*歳から大学を卒業するまでの国民年金保険料を納税組合を通じて、毎月、納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年4月15日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人の加入手続は、7年5月頃に行われ、この際、6年8月12日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、同年8月から7年3月までの納付済み保険料は過年度納付されたものと考えられること、基本的に納税組合などの納付組織では過年度納付できないことから、申立人の申述と相違する。

また、オンライン記録には、平成7年度については、平成7年5月31日に保険料の免除申請が行われ、同年8月21日に免除の処理を行ったことが、平成8年度については、平成8年5月9日に保険料の免除申請が行

われ、同年8月9日に免除の処理を行ったことがそれぞれ記録されている上、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間は申請免除期間と記録され、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4390

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から61年3月まで

私は、昭和53年3月に会社を創業し、54年4月に家を新築した翌月に、知人の勧めで、国民年金に加入したことをよく覚えている。オンライン記録には、銀行口座からの自動引き落としになった時期からの国民年金保険料だけが納付済みとされていて、市役所の窓口で納付した分が欠落しているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月28日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、A市の国民年金被保険者名簿には、受付年月日は「60年9月27日」と記載されている上、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、申立人の国民年金の加入手続は、60年9月頃に行われたことが推認でき、同年9月時点で、申立期間のうち54年5月から58年6月までの期間の保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人は、「昭和54年4月に自宅を新築した翌月から保険料の納付を始めたが、オンライン記録には、銀行口座からの引き落としになった61年4月からだけが納付済みの記録となっている。」と主張しているところ、B銀行C支店（旧D銀行E支店）が保管する「国民年金保険料預金口座振替依頼書」によると、申立人及びその妻は、平成5年1月から、保険料の口座引き落としを開始していることが確認でき、申立人の主張と相違していることから、申立人のA市役所の窓口で納付したとする記憶は、保険料の納付を始めた昭和61年4月から口座引き落としが開始される前月の平成4年12月までの81か月についてのものである可能性が考えられ

る。

さらに、申立人は、知人の勧めで国民年金に加入したと主張しているが、上記被保険者名簿において、申立人及びその妻ともに、「職権①該当」と押印されており、この押印について、A市役所は、不明としているものの、一般的に、市町村から社会保険事務所宛てに進達する国民年金被保険者関係通知書における取得理由の中で、「1」は適用漏れを意味することから、これに該当するものと考えられ、昭和61年4月時点で、申立人は34歳、その妻は33歳であることから、60歳までに年金受給権を確保できるように、同時期に加入勧奨が行われたと考えるのが自然である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は83か月と長期であり、申立人と一緒に加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納と記録されており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4391 (事案 4199 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 6 月まで

前回、昭和 36 年 4 月に、当時勤めていた A 事業所の店主が私の国民年金の加入手続を行い、給与から国民年金保険料を天引きし、店主が納付してくれていたはずであり、申立期間が申請免除期間とされているのは納付できないという申立てが認められなかったが、申立期間当時勤めていた A 事業所、38 年 6 月に手術のために入院した病院の様子等を記録した写真を今回新たに提出する。その写真の裏には当時の日付や同僚等の名前の記載もあり、当時の状況のある程度証明しているはずであり、私の前回の申立内容に矛盾はないはずであるので、再度十分な審議をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「昭和 38 年 7 月に初めて国民年金保険料の免除申請の手続を行った。」と主張しているが、申立人の特殊台帳には、昭和 36 年度の保険料は納付 6 か月及び免除 6 か月、37 年度及び 38 年度の保険料はいずれも免除 12 か月と記載されており、オンライン記録と一致していること、ii) 申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたはずであるとする店主の所在も不明であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が確認できないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 5 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間当時の写真、結婚の際に店主からもらったとする祝儀袋等を提出し、写真のコピーの余白には、よみがえった記憶としてその詳細を記載している。

しかし、申立人から提出された写真については、A事業所の同僚であったとする者について、そのうちの一人とみられる者の国民年金手帳記号番号がB市で払い出されていることが確認でき、その資格取得日は昭和 35 年 10 月 1 日、資格喪失日は 36 年 6 月 10 日となっているが、保険料の納付記録は確認できず、このほかの同僚等は特定することができない上、これ以外に提出された資料や情報は、申立人の申立期間の保険料納付が行われたことを示すものとはなり得ない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年\*月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、20 歳の誕生日に父母から年金手帳をプレゼントされ、そのとき、「1 回目の国民年金保険料もプレゼントとして納めておいた。」と言われたことを覚えている。ところが、20 歳の誕生月の昭和 63 年\*月が国民年金の未加入期間となっており、1 か月のことではあるが両親の私に対する思いを無駄にしたくないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月 17 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人へは平成元年 2 月頃に払い出されたことが推認できるところ、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年 2 月 18 日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間から現在に至るまで変わることなく A 市の現住所に住んでいる。」と述べており、同一市町村が同一人に二つの手帳記号番号を払い出すことは考え難いところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果からも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4393（事案 3867 及び 4296 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 57 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 57 年 7 月まで

私は、昭和 46 年 11 月\*日に A 市 B 区役所に婚姻届を提出し、同時に国民年金の加入手続を行った際、薄いオレンジ色の年金手帳の交付を受けた記憶がある。その後、国民年金保険料が年々高くなり、子供の幼稚園の授業料と同額になって経済状況が苦しくなったため、57 年 8 月頃に C 市役所で国民年金をやめる手続を行ったが、この手続を行うまでは、毎月、保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。前回、前々回の審議結果に納得がいかないもので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和 46 年 10 月から 58 年 12 月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の D 市役所で国民年金の加入手続を行ったとの主張に対して、国民年金手帳の初めて被保険者となった日が 61 年 4 月 1 日と記載され、C 市の印が押されていることから、D 市において加入手続を行ったとする主張と相違する上、当該資格取得日は C 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間は 147 か月と長期間であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当初の申立期間のうち、昭和46年11月から57年7月までの期間について、再申立てを行い、D市ではなく同市の次の転居先であるA市で加入手続を行ったと主張を変更しているが、申立人の加入手続は、C市の被保険者名簿の受付年月日から、61年8月下旬にC市で行われたことが推認され、C市以前の居住先であるD市、A市、E区において加入手続を行った形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、及び申立期間は129か月と長期間であることに変わりはなく、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成24年7月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回、前々回の審議結果に納得できないとして前回の再申立てと同様の昭和46年11月から57年7月までの期間について再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されておらず、前回の再申立てと同趣旨の主張であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 6 月までの期間、52 年 10 月から 53 年 10 月までの期間、54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 50 年 6 月まで  
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 10 月まで  
③ 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、A 区に住んでいたときに国民年金の加入手続を行い、A 区役所から届いた納付書で、B（地名）にあった同区の出張所や銀行、郵便局等の金融機関で申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区に住んでいたときに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、昭和 63 年 5 月から同年 6 月までに行われ、この際、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 48 年 4 月 9 日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されるとともに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記号番号欄には、「C 区」の印が押され、最初の住所欄には C 区の住所が記載されており、申立人の加入手続は C 区において行われたことがうかがえることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者の資格記録は、昭和 52 年 10 月 25 日の資格取得日、53 年 11 月 1 日の資格喪失日、54 年 4 月 24 日の資格取得日、同年 7 月 23 日の資格喪失日、56 年 4 月 24

日の資格取得日及び 61 年 6 月 21 日の種別変更の処理日がいずれも 63 年 6 月 13 日と記録されていることが確認でき、前述のとおり申立人の加入手続は同年 5 月から同年 6 月までに行われたものと推認されることを踏まえ、加入手続が行われるまで、申立期間①から④までは国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、同年 5 月を基準にすると、申立期間①から④までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①から④までは合計 103 か月と長期間であり、申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成9年4月\*日に入籍したことを契機に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、遡って2年分の国民年金保険料の納付を求められたので、7年4月から9年3月までの保険料を一括して納付したのに、申立期間直前の平成7年度分の保険料だけ納付済みになっており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の交付日欄に同年5月7日と記録されていることから、申立人の加入手続は同時期に行われたものと推認でき、加入時点において、申立期間を含む7年4月から9年3月までの保険料は過年度保険料となるどころ、A市役所は、B課において、過年度保険料の納付書作成及び収納を行うことはできない旨回答している。このことから、7年4月から8年3月までの保険料は市役所以外の納付場所で納付されたと考えられるが、申立人は市役所以外の納付場所で納付したとは主張しておらず、このほかに納付状況を明らかにする事情も見当たらないことから、申立期間に係る保険料の具体的な納付状況は不明である。

また、オンライン記録において、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したとする平成7年4月から8年3月までの保険料の収納日は、9年5月19日であることが確認できるところ、当該納付時期は、同年1月の基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務

処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4396

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月

私は、大学生であった 20 歳のとき、母に国民年金の加入手続きを行ってもらった。加入して以降、私が大学院を卒業するまでの期間は親元を離れていたため、母が私の銀行口座に入金してくれ、その銀行口座から口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の銀行口座から口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の取引銀行から提出された口座別取引明細表によると、申立期間直前に当たる平成 14 年 1 月 31 日及び同年 2 月 28 日に保険料の口座振替が行われており、各口座振替日はオンライン記録における同年 1 月及び同年 2 月の保険料の収納日と一致していることから、同年 1 月及び同年 2 月の保険料が口座振替により納付されていることは確認できるものの、同年 3 月末日に申立期間の保険料が口座振替された記録は無い上、同年 3 月末日における当該口座の預金額は当時の保険料相当額に不足していることを踏まえると、申立期間の保険料は口座振替ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、口座振替以外の納付方法で保険料を納付したことは無いと申述している上、申立人の保険料を含む生活費を申立人の銀行口座に毎月振り込んでいたとする申立人の母は、保険料を含む生活費の振込のほかには申立人の保険料納付に関与しておらず、申立期間に係る保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であ

り、年金記録管理業務における事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から同年5月までの期間、57年5月から同年10月までの期間、58年1月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から同年5月まで  
② 昭和57年5月から同年10月まで  
③ 昭和58年1月  
④ 昭和58年8月

私は、再就職した昭和58年9月頃にA市役所B出張所（現在は、A市役所C支所）で申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したので、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職した昭和58年9月頃にA市役所B出張所で申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の資格記録欄には、昭和55年11月10日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、63年3月16日に再度被保険者資格を取得していることが記載されているほか、申立期間①から④までに係る被保険者資格記録の記載は無いこと、及びオンライン記録によると、申立期間①から④までは、平成8年11月11日に厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったことがうかがえることから、申立人が主張する昭和58年9月に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、平成8年11月11日に記録が追加された時点において、申立期間

①から④までの保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。